

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			

交 企 第 4 0 5 号

(交規、交指、運免)

令 和 6 年 1 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う交通警察の運営について

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号。以下「政令」という。）により指定された令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本日、令和6年国家公安委員会告示第1号（以下「告示」という。）により、国家公安委員会所管の法令について、令和六年能登半島地震の被害者の行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置を講ずることとなった。

交通警察に係る特定権利利益（法第3条第1項の特定権利利益をいう。以下同じ。）に係る満了日の延長の措置及び期限内に履行されなかった義務に係る免責措置の適用に当たっての留意事項等については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、法、政令及び告示については別添1から別添3までを、これらの概要については、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用について」(令和6年1月16日付け警務第328号)を参照されたい。

## 記

### 第1 広報啓発活動等の徹底

今回の延長措置は、例えば、運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の延長等、多数の被災者が対象となるものであることから、自治体や関係団体等と連携しつつ、チラシの配布、SNSによる情報発信等、様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施するとともに、各種相談に適切に対応されたい。

また、今回の延長措置の対象ではないが、免許証を滅失又は毀損した被災者への再交付手続についても、広報啓発に努めるとともに、被災状況を踏まえた適切な対応を図られたい。

## 第2 法第3条第1項及び第2項関係

交通警察に係る特定権利利益に係る満了日の延長の措置の対象者、当該措置の内容及び運用上の留意事項は、それぞれ次のとおりであり、当該延長後の特定権利利益に係る満了日は、令和6年6月30日である。

### 1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第51条の8第6項

#### (1) 対象者

道交法第51条の8第1項に規定する登録を受けた法人のうち、その主たる事務所の所在地を令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された区域（以下「特定区域」という。）内に有するものであって、特定区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の登録を受けたもの

#### (2) 内容

道交法第51条の8第6項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）第17条の6は、確認事務の委託に係る公安委員会の登録について、3年ごとにその更新を受けなければ当該登録の効力を失うと規定しているが、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に登録の有効期間が満了する場合は、当該登録の有効期間の満了日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

#### (3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により登録の有効期間の満了日が延長されたものについては、令和6年6月30日まで当該登録は失効せず、確認事務を受託することができる。

### 2 道交法第87条第6項

#### (1) 対象者

仮運転免許（以下「仮免許」という。）を受けた者のうち、住所が特定区域内に在るもの

#### (2) 内容

道交法第87条第6項は、仮免許の有効期間は当該仮免許に係る適性試験を受けた日から起算して6月とすると規定しているが、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に仮免許の有効期間が満了する場合には、当該仮免許の有効期間の満了日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

#### (3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により仮免許の有効期間の満了日が延長されたものが、練習のため又は技能試験若しくは技能検定において自動車を運転した場合には、令和6年6月30日までの間は、無免許運転とはならない。

### 3 道交法第90条第1項

#### (1) 対象者

道交法第89条第1項の運転免許試験に合格した者であって、住所が特定区域内に在るもの

#### (2) 内容

道交法第90条第1項は、公安委員会は運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種運転免許（以下「第一種免許」

という。)又は第二種運転免許(以下「第二種免許」という。)にあっては1年を、仮免許にあっては3月を経過していない者に限る。)に対し、運転免許(以下「免許」という。)を与えなければならないと規定しているが、当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年又は3月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年又は3月となる日が延長されたものについては、免許の拒否・保留の事由に該当しない限り、令和6年6月30日までの間は、免許を与えること。

4 道交法第92条の2第1項

(1) 対象者

道交法第92条の2第1項に規定する免許証の交付又は更新を受けた者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第92条の2第1項は、免許証の有効期間は満了日等の後のその者の5回目、4回目又は3回目の誕生日から起算して1月を経過するまでの期間とすると規定しているが、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に免許証の有効期間が満了する場合には、当該免許証の有効期間が満了する日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許証の有効期間が延長されたものが免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けに来た場合には、令和6年6月30日までの間は、更新すること。また、これらの者が自動車等を運転した場合には、令和6年6月30日までの間は、無免許運転とはならない。

5 道交法第92条の2第2項

(1) 対象者

道交法第92条の2第2項に規定する免許証の交付を受けた者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第92条の2第2項は、道交法第104条の4第3項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、同条第2項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とすると規定しているが、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に免許証の有効期間が満了する場合には、当該免許証の有効期間が満了する日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許証の有効期間が延長されたものが免許証の更新を受けに来た場合には、令和6年6月30日までの間は、更新をすること。また、これらの者が自動車等を運転した場合には、令和6年6月30日までの間は、無免許運

転とはならない。

## 6 道交法第92条の2第3項

### (1) 対象者

道交法第92条の2第3項に規定する免許証の交付を受けた者であって、住所が特定区域内に在るもの

### (2) 内容

道交法第92条の2第3項は、道交法第107条第2項の規定により交付された免許証の有効期間は、当該免許証に係る同条第1項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とすると規定しているが、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に免許証の有効期間が満了する場合には、当該免許証の有効期間が満了する日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

### (3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許証の有効期間が延長されたものが免許証の更新を受けに来た場合には、令和6年6月30日までの間は、更新をすること。また、これらの者が自動車等を運転した場合には、令和6年6月30日までの間は、無免許運転とはならない。

## 7 道交法第96条の2

### (1) 対象者

道交法第96条の2に規定する運転免許試験を受けようとする者であって、住所が特定区域内に在るもの

### (2) 内容

道交法第96条の2は、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の運転免許試験を受けようとする者は、免許に応じた仮免許を現に受けている者に該当し、かつ、過去3月以内に5日以上、道路において自動車の運転の練習（以下「路上練習」という。）をした者でなければならないと規定しているが、過去3月以内に5日以上の上練習をしたこととなる期間の末日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

### (3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により過去3月以内に5日以上の上練習をしたこととなる期間が延長されたものについては、令和6年6月30日までの間は、運転免許試験を受けることができることとすること。

## 8 道交法第96条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）

### (1) 対象者

道交法第96条の3第1項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第2項において準用する場合にあつては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者）であって、住所が特定区域内に在るもの

### (2) 内容



道交法第96条の3第1項は、免許の拒否、取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、過去1年以内に道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を終了した者でなければならないと規定しているが、当該取消処分者講習を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

なお、道交法第96条の3第2項は、同条第1項の規定を準用しており、免許を失効したため又は道交法第107条の2に規定する国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなったため、免許の取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けなかった者で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、過去1年以内に取消処分者講習を終了した者でなければならないと規定しているが、当該取消処分者講習を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により取消処分者講習を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、当該運転免許試験を受けることができることとする。

9 道交法第97条の2第1項第1号

(1) 対象者

道交法第89条第3項後段に規定する書面を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第1号は、道交法第89条第3項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して1年を経過しないものについては、技能試験を免除すると規定しているが、当該検査を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により道交法第89条第3項に規定する検査を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験を免除すること。

10 道交法第97条の2第1項第2号

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第2号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第2号は、同号に規定する卒業証明書を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過しないもの又は修了

証明書を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して3月を経過しないものについては、技能試験を免除すると規定しているが、卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日又は修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して3月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号に規定する卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日又は修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して3月となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験を免除すること。

11 道交法第97条の2第1項第3号

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第3号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第3号は、免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して6月（海外旅行、災害等やむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）のうち、同号イからホまでに掲げる区分に応じ一定の検査及び講習又は教育を受けたものについては、技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、今般の措置等により、免許の効力を失った日から起算して6月若しくは3年となる日又は当該事情がやんだ日から起算して1月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許の効力を失った日から起算して6月若しくは3年となる日又は当該事情がやんだ日から起算して1月となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

12 道交法第97条の2第1項第3号イ

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第3号に規定する免許証の有効期間の更新を受けておらず、かつ、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第3号イは、特定失効者のうち免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であって、普通自動車等の運転に関する道交法の規定等の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令

で定める基準に該当するもの（以下「基準該当者」という。）に限り、同日前1年以内に道交法第102条第1項から第4項までの規定により診断書を提出した者等を除く。）のうち、認知機能検査等又は運転技能検査等及び高齢者講習等又は運転免許取得者等教育を受けたものについては、技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、当該診断書を提出した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許の効力を失った日から起算して6月若しくは3年となる日又は当該事情がやんだ日から起算して1月となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

13 道交法第97条の2第1項第3号ロ

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第3号に規定する免許証の有効期間の更新を受けておらず、かつ、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上のものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第3号ロは、特定失効者のうち免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であって、基準該当者及び同日前1年以内に道交法第102条第1項から第4項までの規定により診断書を提出した者等を除く。）のうち、認知機能検査等及び高齢者講習等又は運転免許取得者等教育を受けたものについては、技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、当該診断書を提出した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許の効力を失った日から起算して6月若しくは3年となる日又は当該事情がやんだ日から起算して1月となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

14 道交法第97条の2第1項第3号ハ

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第3号に規定する免許証の有効期間の更新を受けておらず、かつ、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上のものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第3号ハは、特定失効者のうち免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上のもの（普通自動車対応免許を受けようとする者であって、基準該当者、かつ、同日前1年以内に道交法102条第1項から第4項までの規定に

より診断書を提出した者等に限る。)のうち、運転技能検査等及び高齢者講習等又は運転免許取得者等教育を受けたものについては、技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、当該診断書を提出した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許の効力を失った日から起算して6月若しくは3年となる日又は当該事情がやんだ日から起算して1月となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

15 道交法第97条の2第1項第4号

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第4号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第4号は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して6月を超え1年を経過しないものについては、その者が受けていた免許の区分に応じ大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）又は普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）のいずれかに係る技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、当該免許の効力を失った日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許の効力を失った日から起算して1年となる日が延長されたものがその者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

16 道交法第97条の2第1項第5号

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第5号に規定する免許の取消しを受けた者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第97条の2第1項第5号は、道交法第103条第1項又は第4項の規定による免許の取消し（同条第1項第1号から第2号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした質問票の提出又は報告について道交法第117条の4第2号の違反行為をした者等を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して3年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」と

いう。)のうち、一定の検査及び講習又は教育を受けたものについては、技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、免許を取り消された日から起算して3年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許を取り消された日から起算して3年となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

17 道交法第100条の2第1項第1号

(1) 対象者

準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は原動機付自転車免許を受けた者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第100条の2第1項第1号は、免許を受けた日前6月以内に再試験の対象となる免許の上位免許を受けていたことがある者については再試験を行わないと規定しているが、当該上位免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する上位免許を受けていた場合には、再試験の対象としないこと。

18 道交法第100条の2第1項第2号

(1) 対象者

準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は原動機付自転車免許を受けた者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第100条の2第1項第2号は、免許を受けた日前6月以内に再試験の対象となる免許と同一の種類免許を受けていたことがあり、かつ、その免許を受けていた期間が通算して1年以上である者については再試験を行わないと規定しているが、当該同一の種類免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する同一の種類免許を受けていた場合には、再試験の対象としないこと。

19 道交法第101条の4第1項

(1) 対象者

免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日。(2)において同じ。)における年齢が70歳以上のものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第101条の4第1項は、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内に道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）を受けていなければならないと規定しているが、当該高齢者講習を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により高齢者講習を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の更新を受けようとした場合には、令和6年6月30日までの間は、更新をすること。

20 道交法第101条の4第2項

(1) 対象者

免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日。(2)において同じ。)における年齢が75歳以上のものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第101条の4第2項は、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内に道交法第102条第1項から第4項までの規定により診断書を提出した場合等を除き、当該期間内に高齢者講習のほか、認知機能検査等を受けていなければならないと規定しているが、当該診断書を提出した日から起算して6月となる日又は当該認知機能検査等を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により当該診断書を提出した日から起算して6月となる日又は認知機能検査等を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の更新を受けようとした場合には、令和6年6月30日までの間は、更新をすること。

21 道交法第101条の4第3項

(1) 対象者

免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日。(2)において同じ。)における年齢が75歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であって、基準該当者に限る。）であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法第101条の4第3項は、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であって、基準該当者に限る。）は、更新期間が満了する日前6月以内に運転技能

検査等を受けていなければならないと規定しているが、当該運転技能検査等を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により運転技能検査等を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の更新を受けようとした場合には、令和6年6月30日までの間は、更新をすること。

22 道交法施行令第26条の3の3第1項第2号（同条第3項において準用する場合を含む。）

(1) 対象者

大型自動二輪車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の3の3第1項第2号は、現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前6月以内に受けていたことがある大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていた期間（以下「過去の免許期間」という。）が通算して3年以上である者又は当該過去の免許期間と現に受けている免許を受けていた期間とを通算した期間が3年以上である者について、道交法第71条の4第3項の規定による高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、受けていたことがある大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許の効力が失われた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていた場合には、高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転することができる。

なお、道交法施行令第26条の3の3第3項は、同条第1項を準用しており、大型自動二輪車免許を受けている者であって、現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前6月以内に過去の免許期間が通算して1年以上であるもの又は当該過去の免許期間と現に受けている免許を受けていた期間とを通算した期間が1年以上であるものについては、道交法第71条の4第5項の規定による運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、受けていたことがある大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許の効力が失われた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

23 道交法施行令第26条の3の3第1項第3号（同条第3項において準用する場合を含む。）

(1) 対象者

大型自動二輪車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の3の3第1項第3号は、現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前6月以内に受けていたことがある普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間（以下「外国免許期間」という。）が通算して3年以上である者又は当該外国免許期間と現に受けている大型自動二輪車免許を受けていた期間とを通算した期間が3年以上である者について、道交法第71条の4第3項の規定による高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていた場合には、高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転することができる。

なお、道交法施行令第26条3の3第3項は、同条第1項を準用しており、大型自動二輪車免許を受けている者であって、現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前6月以内に外国免許期間が通算して1年以上であるもの又は当該外国免許期間と現に受けている免許を受けていた期間とを通算した期間が1年以上であるものについては、道交法第71条の4第5項の規定による運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

24 道交法施行令第26条の3の3第2項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）

(1) 対象者

普通自動二輪車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の3の3第2項第1号は、現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前6月以内に受けていたことがある大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る過去の免許期間が通算して3年以上である者又は当該過去の免許期間と現に受けている免許を受けていた期間とを通算した期間が3年以上である者について、道交法第71条の4第4項の規定による高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、受けていたことがある大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許の効力が失われた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日ま



で延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていた場合には、高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転することができる。

なお、道交法施行令第26条の3の3第4項は、同条第2項を準用しており、普通自動二輪車免許を受けている者であって、現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前6月以内の過去の免許期間が通算して1年以上であるもの又は当該過去の免許期間と現に受けている免許を受けていた期間とを通算した期間が1年以上であるものについては、道交法第71条の4第6項の規定による運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、受けていたことがある大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許の効力が失われた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

25 道交法施行令第26条の3の3第2項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）

(1) 対象者

普通自動二輪車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の3の3第2項第2号は、現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前6月以内に受けていたことがある普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して3年以上である者又は当該外国免許期間と現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間とを通算した期間が3年以上である者について、道交法第71条の4第4項の規定による高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていた場合には、高速自動車国道及び自動車専用道路において運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転することができる。

なお、道交法施行令第26条の3の3第4項は、同条第2項を準用しており、普通自動二輪車免許を受けている者であって、現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前6月以内の外国免許期間が通算して1年以上であるもの又は当該外国免許期間と現に受けている免許を受けていた期間とを通算した期間が1年以上であるものについては、道交法第71条の4第6項の規定による運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年

1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

26 道交法施行令第26条の4第1項第1号

(1) 対象者

準中型自動車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の4第1項第1号は、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前6月以内に上位免許を受けていたことがある者について、道交法第71条の5第1項の規定による初心運転者標識の表示義務を免除すると規定しているが、当該上位免許の効力が失われた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する上位免許を受けていた場合には、初心運転者標識の表示義務が免除される。

27 道交法施行令第26条の4第1項第2号

(1) 対象者

準中型自動車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の4第1項第2号は、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前6月以内に受けていたことがある準中型自動車免許（以下「直前準中型免許」という。）を受けていた期間が通算して1年以上である者（同号イからハまでに掲げる者を除く。）について、26(2)の初心運転者標識の表示義務を免除すると規定しているが、受けていたことがある準中型自動車免許の効力が失われた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する準中型自動車免許を受けていた場合には、初心運転者標識の表示義務が免除される。

28 道交法施行令第26条の4第1項第3号

(1) 対象者

準中型自動車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の4第1項第3号は、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前6月以内に準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して1年以上である者について、26(2)の初心運転者標識の表示義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていた場合には、初心運転者標識の表示義務が免除される。

29 道交法施行令第26条の4第2項第1号

(1) 対象者

準中型自動車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の4第2項第1号は、現に準中型自動車免許を受けている者であって、

- 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前6月以内に普通自動車免許に係る上位免許（準中型自動車免許を除く。）を受けていたことがある者（同号イ）
- 直前準中型免許を受けていた期間（当該直前準中型免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年以上である者（同号ロ）
- 一定の者を除き、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前6月以内に受けていたことがある普通自動車免許（以下「直前普通免許」という。）を受けていた期間（当該直前普通免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年以上である者（同号ハ）
- 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前6月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して1年以上のもの（同号ニ）

のそれぞれについて、道交法第71条の5第2項の規定による初心運転者標識の表示義務を免除すると規定しているが、受けていた普通自動車免許に係る上位免許の効力が失われた日、受けていたことがある準中型自動車免許の効力が失われた日、受けていたことがある普通自動車免許の効力が失われた日又は当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)のいずれかに該当する場合には、初心運転者標識の表示義務が免除される。

30 道交法施行令第26条の4第2項第2号

(1) 対象者

普通自動車免許を受けている者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第26条の4第2項第2号は、現に普通自動車免許を受けている者であって、

- 現に受けている普通自動車免許を受けた日前6月以内に当該免許に係る上位

免許（準中型自動車免許を除く。）を受けていたことがある者（同号イ）

- 一定の者を除き、直前準中型免許を受けていた期間（当該直前準中型免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年以上である者（同号ロ）
- 一定の者を除き、直前普通免許を受けていた期間（当該直前普通免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年以上である者（同号ハ）
- 現に受けている普通自動車免許を受けた日前6月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して1年以上の者（同号ニ）

のそれぞれについて、道交法第71条の5第2項の規定による初心運転者標識の表示義務を免除すると規定しているが、受けていた上位免許の効力が失われた日、受けていたことがある準中型自動車免許の効力が失われた日、受けていたことがある普通自動車免許の効力が失われた日又は当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)のいずれかに該当する場合には、初心運転者標識の表示義務が免除される。

31 道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ロ

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ロに規定する卒業証明書を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ロは、同号ロに規定する卒業証明書であって受けようとする免許に係るものを有する者で、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものについては、道交法第108条の2第1項第4号に掲げる講習（以下「取得時講習」という。）及び同項第8号に掲げる講習（以下「応急救護処置講習」という。）の受講義務を免除すると規定しているが、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ロに規定する卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

32 道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ハ

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ハに規定する教習の課程を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ハは、受けようとする免許を申請した日前1年以内に、同号ハに規定する教習の課程を終了した者については、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該教習の課程を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ハに規定する教習の課程を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

33 道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ホ

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ホに規定する免許を受けていたことがある者（準中型自動車又は普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者）であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第1項第1号ホは、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは準中型自動車免許又は普通自動車免許を申請した日前6月以内に受けていたことがある準中型自動車又は普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して3月以上の者については、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)に該当する準中型自動車又は普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたものが大型自動車免許、中型自動車免許若しくは準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

34 道交法施行令第33条の5の3第1項第2号

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第1項第2号イからホまでのいずれかに該当する者のうち、同号に規定する講習を終了したものであって、住所が特定区域内に在るもの。

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第1項第2号は、同号イからホまでのいずれかに該

当する者であって、受けようとする免許を申請した日前1年以内に当該免許に係る取得時講習を終了したものについては、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、取得時講習を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

なお、同号ハに掲げる者については、32により期間が延長される者を含むこととされている。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により取得時講習を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

35 道交法施行令第33条の5の3第1項第2号ハ

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第1項第2号ハに規定する免許を受けていたことがある者（普通自動車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者）であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第1項第2号ハは、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは準中型自動車免許又は普通自動車免許を申請した日前6月以内にそれぞれ普通自動車若しくは普通自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して3月以上のもの（受けようとする免許を申請した日前1年以内に当該免許に係る取得時講習を終了した者に限る。）については、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)に該当する普通自動車若しくは普通自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたものがそれぞれ大型自動車免許、中型自動車免許若しくは準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、取得時講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

36 道交法施行令第33条の5の3第2項第1号ロ

(1) 対象者

受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第2項第1号ロは、受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものについては、道交法第108条の2第1項第5号に掲げる講習（以下「大型二輪車等講習」という。）及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ロの卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

37 道交法施行令第33条の5の3第2項第1号ハ

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第2項第1号ハに規定する教習の課程を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第2項第1号ハは、受けようとする免許を申請した日前1年以内に同号ハに規定する教習の課程を終了した者については、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該教習の課程を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ハに規定する教習の課程を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

38 道交法施行令第33条の5の3第2項第1号ホ

(1) 対象者

普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政等の免許を受けていたことがある者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第2項第1号ホは、受けようとする免許を申請した日前6月以内に受けていたことがある普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して3月以上の者については、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)に該当する普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたものが大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

39 道交法施行令第33条の5の3第2項第2号

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第2項第2号イからニまでのいずれかに該当する者のうち、同号に規定する講習を終了したものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第2項第2号は、同号イからニまでのいずれかに該当する者であって、受けようとする免許を申請した日前1年以内に当該免許に係る大型二輪車等講習を終了したものについては、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該大型二輪車等講習を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により大型二輪車等講習を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

なお、同号ハに掲げる者にあつては、37により期間が延長される者を含むこととされている。

40 道交法施行令第33条の5の3第2項第2号ハ

(1) 対象者

普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第2項第2号ハは、受けようとする免許を申請した日前6月以内に受けていたことがある普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して3月以上の者のうち、受けようとする免許を申請した日前1年以内に大型二輪車等講習を終了したものについては、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)に該当する普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたものが大型自動二輪車免許又は普通自動



二輪車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、大型二輪車等講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

41 道交法施行令第33条の5の3第3項第2号

(1) 対象者

一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第3項第2号は、原動機付自転車免許を申請した日前6月以内に受けていたことがある一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して3月以上の者については、法第108条の2第1項第6号に掲げる講習（以下「原付講習」という。）の受講義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)に該当する一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたものが原動機付自転車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、原付講習の受講義務を免除すること。

42 道交法施行令第33条の5の3第3項第3号

(1) 対象者

取消処分者講習を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第3項第3号は、原動機付自転車免許を申請した日前1年以内に取消処分者講習を終了した者については、原付講習の受講義務を免除しているが、当該取消処分者講習を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により取消処分者講習を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが原動機付自転車免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、原付講習の受講義務を免除すること。

43 道交法施行令第33条の5の3第4項第1号ロ

(1) 対象者

受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第4項第1号ロは、受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年

を経過していないものについては、道交法第108条の2第1項第7号に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）及び応急救護処置講習の受講義務を免除しているが、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ロに規定する卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、旅客車講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

44 道交法施行令第33条の5の3第4項第1号ハ

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第4項第1号ハに規定する教習の課程を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第4項第1号ハは、受けようとする免許を申請した日前1年以内に同号ハに規定する教習の課程を終了した者については、旅客車講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除しているが、当該教習の課程を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ハに規定する教習の課程を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、旅客車講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

45 道交法施行令第33条の5の3第4項第2号

(1) 対象者

道交法施行令第33条の5の3第1項第2号ニ又はホのいずれかに該当する者のうち、同条第4項第2号に規定する講習を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第33条の5の3第4項第2号は、同条第1項第2号ニ又はホのいずれかに該当する者で、受けようとする免許を申請した日前1年以内に旅客車講習を終了したものについては、旅客車講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除しているが、当該旅客車講習を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により旅客車講習を終了した日から起算して1年となる日

が延長されたものが大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、旅客車講習及び応急救護処置講習の受講義務を免除すること。

46 道交法施行令第34条の2第1号イ

(1) 対象者

道交法第89条第3項後段に規定する書面を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の2第1号イは、道交法第89条第3項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査の時に大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して1年を経過していないものについては、路上練習をする必要がないと規定しているが、当該検査を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により道交法第89条第3項に規定する検査を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、路上練習をする必要がないものとして取り扱うこと。

47 道交法施行令第34条の2第1号ロ

(1) 対象者

受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の2第1号ロは、受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書をに係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものについては、路上練習をする必要がないと規定しているが、当該卒業証明書をに係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ロに規定する卒業証明書をに係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、路上練習をする必要がないものとして取り扱うこと。

48 道交法施行令第34条の2第1号ホ

(1) 対象者

道交法施行令第34条の2第1号ホに規定する成績を得た者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の2第1号ホは、受けようとする免許の技能試験について所定の基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないものについては、路上練習をする必要がないと規定しているが、当該試験を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により技能試験を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、路上練習をする必要がないものとして取り扱うこと。

49 道交法施行令第34条の2第2号ロ

(1) 対象者

受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の2第2号ロは、受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書をに係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものについては、路上練習をする必要がないと規定しているが、当該卒業証明書をに係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により同号ロに規定する卒業証明書をに係る技能検定を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、路上練習をする必要がないものとして取り扱うこと。

50 道交法施行令第34条の2第2号ニ

(1) 対象者

道交法施行令第34条の2第2号ニに規定する成績を得た者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の2第2号ニは、受けようとする免許の技能試験について所定の基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないものについては、路上練習をする必要がないと規定しているが、当該試験を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により技能試験を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二

種免許の試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、路上練習をする必要がないものとして取り扱うこと。

51 道交法施行令第34条の5第1号ハ

(1) 対象者

道交法施行令第34条の5第1号ハに規定する成績を得た者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第1号ハは、受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種免許の学科試験について所定の基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないものについては、学科試験を免除すると規定しているが、当該試験を受けた日から起算して6月となる日が、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により学科試験を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが第一種免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、学科試験を免除すること。

52 道交法施行令第34条の5第2号ハ

(1) 対象者

道交法施行令第34条の5第2号ハに規定する成績を得た者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第2号ハは、受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種免許の学科試験について所定の基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないものについては、学科試験を免除すると規定しているが、当該試験を受けた日から起算して6月となる日が、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により学科試験を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが第二種免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は学科試験を免除すること。

53 道交法施行令第34条の5第3号ロ

(1) 対象者

道交法第89条第3項後段に規定する書面を有する者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第3号ロは、道交法第89条第3項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査の時に大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して1年を経過し

ていないものについては、それぞれ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許の技能試験を免除すると規定しているが、当該検査を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により道交法第89条第3項に規定する検査を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが仮免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験を免除すること。

54 道交法施行令第34条の5第3号ハ

(1) 対象者

道交法施行令第34条の5第3号ハに規定する成績を得た者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第3号ハは、受けようとする仮免許により運転することができる自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）の技能試験について所定の基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないものについては、技能試験を免除すると規定しているが、当該試験を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により技能試験を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが仮免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験を免除すること。

55 道交法施行令第34条の5第3号ニ

(1) 対象者

道交法施行令第34条の5第3号ニに規定する成績を得た者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第3号ニは、第一種免許の学科試験について所定の基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないものについては、仮免許の学科試験を免除すると規定しているが、当該試験を受けた日から起算して6月となる日が、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により学科試験を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが仮免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、学科試験を免除すること。

56 道交法施行令第34条の5第4号

(1) 対象者

道交法施行令第34条の5第4号イからニまでのいずれかに掲げる者のうち、準中

型自動車仮運転免許を受けようとするものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第4号は、準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が同号イからニまでのいずれかに掲げる者に該当するときは、準中型自動車免許が取り消された日から又は準中型自動車免許が失効した日から起算して6月の間は、技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、これらの日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により準中型自動車免許が取り消された日から又は準中型自動車免許が失効した日から起算して6月となる日が延長されたものが準中型仮免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

57 道交法施行令第34条の5第5号

(1) 対象者

道交法施行令第34条の5第5号イからニまでのいずれかに掲げる者のうち、普通仮免許を受けようとするものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第5号は、普通仮免許を受けようとする者が同号イからニまでのいずれかに掲げる者に該当するときは、準中型自動車免許若しくは普通自動車免許が取り消された日から又は準中型自動車免許若しくは普通自動車免許が失効した日から起算して6月の間は、技能試験及び学科試験を免除すると規定しているが、これらの日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により準中型自動車免許若しくは普通自動車免許が取り消された日から又は準中型自動車免許若しくは普通自動車免許が失効した日から起算して6月となる日が延長されたものが普通仮免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

58 道交法施行令第34条の5第6号

(1) 対象者

道交法施行令第34条の5第6号に規定する免許を受けようとする者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第34条の5第6号は、免許を受けようとする者が運転免許試験を受け、当該試験において技能試験及び学科試験のいずれかについて所定の基準に達する成績を得た者であるときは、当該試験を受けた日から起算して6月の間は、その成績を得た試験に係る事項について行う試験を免除すると規定しているが、当該試験を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日

までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により技能試験又は学科試験を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが免許を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験又は学科試験を免除すること。

59 道交法施行令第37条の6第1号

(1) 対象者

高齢者講習を受けた者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第37条の6第1号は、道交法第101条第1項の更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日）前6月以内に高齢者講習を受けた者については、道交法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（以下「更新時講習」という。）を受ける必要がないと規定しているが、当該高齢者講習を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により高齢者講習を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、更新時講習の受講義務を免除すること。

60 道交法施行令第37条の6第2号

(1) 対象者

道交法施行令第37条の6第2号に規定する講習を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第37条の6第2号は、免許証の有効期間の更新を申請する日前6月以内に道交法第108条の2第2項の規定による講習で所定の基準に適合するもの（以下「特定任意講習」という。）を終了した者については、更新時講習を受ける必要がないと規定しているが、当該特定任意講習を終了した日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により特定任意講習を終了した日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の有効期間の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、更新時講習の受講義務を免除すること。

61 道交法施行令第37条の6第3号

(1) 対象者

道交法施行令第37条の6第3号に規定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容



道交法施行令第37条の6第3号は、免許証の有効期間の更新を申請する日前6月以内に道交法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（更新時講習と同等の効果がある課程の基準として所定の基準に適合するものに限る。）を終了した者については、更新時講習を受ける必要がないと規定しているが、当該運転免許取得者等教育の課程を終了した日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により運転免許取得者等教育の課程を終了した日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の有効期間の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、更新時講習の受講義務を免除すること。

62 道交法施行令第37条の6の2第1号

(1) 対象者

道交法施行令第37条の6の2第1号に規定する講習を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第37条の6の2第1号は、道交法第101条第1項の更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日）前6月以内に道交法第108条の2第2項の規定による講習で所定の基準に適合するもの（以下「特定任意高齢者講習」という。）を終了した者については、高齢者講習を受ける必要がないと規定しているが、当該特定任意高齢者講習を終了した日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により特定任意高齢者講習を終了した日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の有効期間の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、高齢者講習の受講義務を免除すること。

63 道交法施行令第37条の6の2第2号

(1) 対象者

道交法施行令第37条の6の2第2号に規定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第37条の6の2第2号は、道交法第101条第1項の更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日）前6月以内に道交法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（高齢者講習と同等の効果がある課程の基準として所定の基準に適合するものに限る。）を終了した者については、高齢者講習を受ける必要がないと規定しているが、当該運転免許取得者等教育の課程を終了した日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により運転免許取得者等教育の課程を終了した日から起算して6月となる日が延長されたものが免許証の有効期間の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、高齢者講習の受講義務を免除すること。

64 道交法施行令第39条の2の5（道交法施行令第39条の2の6第2項において準用する場合を含む。）

(1) 対象者

道交法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者（道交法施行令第39条の2の6第2項において準用する場合にあっては、道交法第105条第2項において準用する道交法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者）であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行令第39条の2の5は、運転経歴証明書の交付は、その申請をした日前5年以内に、申請により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うことと規定しているが、申請により免許を取り消された日から起算して5年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

なお、道交法施行令第39条の2の6第2項は、道交法第105条第2項において準用する道交法第104条の4第6項の規定を準用しており、運転経歴証明書の交付は、その申請をした日前5年以内に、免許が効力を失い、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うことと規定しているが、免許が効力を失った日から起算して5年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により申請により免許を取り消された日又は免許が効力を失った日から起算して5年となる日が延長されたものが運転経歴証明書の交付を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、運転経歴証明書を交付すること。

65 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号。以下「改正道交法施行令」という。）附則第9条第1号

(1) 対象者

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正道交法」という。）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

改正道交法施行令附則第9条第1号は、現に受けている改正道交法附則第2条第2号に規定する準中型免許とみなされた免許（以下「みなし限定準中型免許」という。）について、同号に規定する限定が解除された日（以下「限定解除日」という。）前6月以内に上位免許を受けていたことがある者について、同法附則第7条第2項の規定により読み替えて適用する道交法第71条の5第1項の規定による初心運転者

標識の表示義務を免除すると規定しているが、当該上位免許の効力が失われた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する上位免許を受けていた場合には、初心運転者標識の表示義務が免除される。

66 改正道交法施行令附則第9条第2号

(1) 対象者

改正道交法附則第2条第2号に規定する限定が解除された者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

改正道交法施行令附則第9条第2号は、現に受けているみなし限定準中型免許に係る限定解除日前6月以内に準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る外国免許期間が通算して1年以上である者について、65(2)の初心運転者標識の表示義務を免除すると規定しているが、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間の末日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月29日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者が(2)に該当する準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていた場合には、初心運転者標識の表示義務が免除される。

67 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）  
第18条の2第1項

(1) 対象者

道交法施行規則第18条の2第1項に規定する講習を終了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第18条の2第1項は、免許申請者が、取得時講習等を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ所定の証明書であって、当該講習を終了した日から起算して1年を経過しないものを添付しなければならないと規定しているが、当該講習を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により講習を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが免許を申請しようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、当該講習に係る所定の証明書の添付を認めること。

68 道交法施行規則第26条の2

(1) 対象者

特定失効者又は特定取消処分者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第26条の2は、特定失効者又は特定取消処分者のうち、所定の検査及び講習又は教育を受けた者は、技能試験及び学科試験を免除することとされているところ、この検査及び講習又は教育は、免許申請書を提出した日前1年以内に受けた所定の検査及び講習又は教育でなければならないと規定しているが、当該検査及び講習又は教育を終了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により検査及び講習を終了した日から起算して1年となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、技能試験及び学科試験を免除すること。

69 道交法施行規則第26条の4第1号

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第3号に規定する免許証の有効期間の更新を受けておらず、かつ、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第26条の4第1号は、特定失効者又は特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日前1年以内に免許を受けた者は認知機能検査等を免除すると規定しているが、免許を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、認知機能検査等を免除すること。

70 道交法施行規則第26条の4第2号

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第3号に規定する免許証の有効期間の更新を受けておらず、かつ、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第26条の4第2号は、特定失効者又は特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日前1年以内に道交法第102条第1項から第4項までの規定による適性検査（以下「臨時適性検査」という。）を受けた者にあつては認知機能検査等を免除すると規定しているが、当該臨時適性検査を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により当該臨時適性検査を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、認知機能検査等を免除すること。

71 道交法施行規則第26条の4第3号

(1) 対象者

道交法第97条の2第1項第3号に規定する免許証の有効期間の更新を受けておらず、かつ、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第26条の4第3号は、特定失効者又は特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日前1年以内に医師が作成した診断書その他の書類であって、当該免許証の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているもの（以下「診断書等」という。）を公安委員会に提出した者にあつては認知機能検査等を免除すると規定しているが、当該診断書等を提出した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により当該診断書等を提出した日から起算して1年となる日が延長されたものが運転免許試験を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、認知機能検査等を免除すること。

72 道交法施行規則第29条の2の3第1号

(1) 対象者

免許の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日。(2)において同じ）における年齢が75歳以上のものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第29条の2の3第1号は、免許の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のもののうち、更新期間が満了する日前6月以内に免許を受けた場合は認知機能検査等を免除すると規定しているが、当該免許を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により更新期間が満了する日前6月以内に免許を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが免許の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、認知機能検査等を免除すること。

73 道交法施行規則第29条の2の3第2号

(1) 対象者

免許の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日。（2）において同じ）における年齢が75歳以上のものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第29条の2の3第2号は、免許の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のもののうち、更新期間が満了する日前6月以内に臨時適性検査を受けた場合は認知機能検査等を免除すると規定しているが、当該臨時適性検査を受けた日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により更新期間が満了する日前6月以内に当該臨時適性検査を受けた日から起算して6月となる日が延長されたものが免許の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、認知機能検査等を免除すること。

74 道交法施行規則第29条の2の3第3号

(1) 対象者

免許の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日（特例更新の場合は、申請をする日。（2）において同じ）における年齢が75歳以上のものであって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

道交法施行規則第29条の2の3第1号は、免許の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のもののうち、更新期間が満了する日前6月以内に診断書等を提出した場合は認知機能検査等を免除すると規定しているが、当該診断書等を提出した日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により更新期間が満了する日前6月以内に当該診断書等を提出した日から起算して6月となる日が延長されたものが免許の更新を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、認知機能検査等を免除すること。

75 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第17条第1項第1号

(1) 対象者

技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第1号に規定する成績を得た者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第1号は、技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者が、過去1年以内に技能検定員審査又は教習指導員審査を受け、当該審査において、審査細目のいずれかについて合格基準に達する成績を得た者である場合には、合格基準に達する成績を得た審査細目についての審査

を免除すると規定しているが、当該審査を受けた日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により審査を受けた日から起算して1年となる日が延長されたものが技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、合格基準に達する成績を得た審査細目についての審査を免除すること。

76 技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第2号

(1) 対象者

技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第2号に規定する講習を修了した者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

技能検定員審査等に関する規則第17条第1項第2号は、技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者が、過去1年以内に国家公安委員会が指定する講習を修了した者である場合には、国家公安委員会が指定する審査細目についての審査を免除すると規定しているが、当該講習を修了した日から起算して1年となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により講習を修了した日から起算して1年となる日が延長されたものが技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、国家公安委員会が指定する審査細目についての審査を免除すること。

77 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項

(1) 対象者

特定失効者であって、住所が特定区域内に在るもの

(2) 内容

運転免許に係る講習等に関する規則第5条第1項は、特定失効者（海外旅行、災害等のやむを得ない理由により免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）のうち、その者の免許が効力を失った日から起算して6月を経過しない者で、一定の要件を満たすもの（以下「特別特定失効者」という。）である場合には、その者からの申出により、一般運転者講習（更新時講習であって、一般運転者の区分に応じた講習をいう。以下同じ。）を受けることができると規定しているが、免許が効力を失った日から起算して6月となる日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する場合には、当該日は令和6年6月30日まで延長されることとなる。

(3) 運用上の留意事項

(1)の者であって、(2)により免許が効力を失った日から起算して6月となる日が

延長されたものが更新時講習を受けようとする場合には、令和6年6月30日までの間は、その者からの申出により一般運転者講習を受けさせること。

なお、これにより、特別特定失効者として免許を受けた者の当該免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする場合についても、一定の要件を満たす場合には、本人の申出により一般運転者講習を受けさせること。

### 第3 法第3条第3項関係

#### 1 方針

法第3条第3項は、同条第1項の規定による延長措置のほか、同項第1号の行政庁又は同項第2号の行政機関は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとしていることから、告示によって保全又は回復することができない特定権利利益についても、同条第3項の規定の運用により対応すること。

#### 2 運用上の留意事項

延長後の満了日の指定を行う場合には、延長後の満了日を令和6年6月30日とすること。

### 第4 法第4条第1項関係

#### 1 方針

法第4条第1項の規定により、その不履行について行政上及び刑事上の責任を問われることがなくなる義務は、交通警察関係では次のとおりである。

- (1) 安全運転管理者等の選任及び解任の届出（道交法第74条の3第5項）
- (2) 臨時認知機能検査の受検（道交法第101条の7第3項）
- (3) 臨時高齢者講習の受講（道交法第101条の7第6項）
- (4) 医師の診断書の提出（道交法第102条第1項から第3項）
- (5) 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講（道交法第108条の3の5第1項）
- (6) 自転車運転者講習の受講（道交法第108条の3の5第2項）
- (7) 保管場所の変更等の届出（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第7条第1項、第13条第3項及び附則第7項）
- (8) 自動車運転代行業に係る変更の届出（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第8条第1項及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）第8条）

#### 2 留意事項

1に掲げる義務については、その履行期限が令和6年1月1日から令和6年4月29日までの間に到来する場合であっても、これらの義務が令和6年4月30日までに履行されたときは、これらの義務が特定非常災害により履行されなかったことについては、責任は問われないこととなる。

なお、1に掲げる義務以外の義務についても、法第4条第1項の趣旨に鑑み、取扱



いに遺漏なきようにされたい（例：「速やかに届け出なければならない」旨の規定の弾力的運用）。

**【本件担当】**

交通企画課交通部企画係

交通規制課規制第二係

交通指導課指導取締係

運転免許課企画係

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

**第二条** 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

**第三条** 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は（中略）命令若しくは（中略）告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（中

略）の長（中略）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延

長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

#### 4-5 (略)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得な

い事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

政令第五号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会告示第一号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）により指定された令和六年能登半島地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

令和六年一月十一日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部

を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第三条第一項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地）を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、令和六年六月三十日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることが



		できなかつた者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号		教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第七項第一号		講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項		銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項		銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号		銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第六条の規定による許可を受けた者

銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一条の八第六項	道路交通法第五十一条の八第一項に規定する登録を受けた法人
道路交通法第八十七条第六項	仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	道路交通法第八十九条第一項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十二条の二第一項	道路交通法第九十二条の二第一項に規定する免許証の交付又は更新を受けた者
道路交通法第九十二条の二第二項	道路交通法第九十二条の二第二項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十二条の二第三項	道路交通法第九十二条の二第三項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十六条の二	道路交通法第九十六条の二に規定する運転免許試験

<p>道路交通法第九十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>験を受けようとする者</p> <p>道路交通法第九十六条の三第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第二項において準用する場合にあっては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者）</p>
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第一号</p>	<p>道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者</p>
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第二号</p>	<p>道路交通法第九十七条の二第一項第二号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者</p>
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号</p>	<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者</p>
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ</p>	<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十</p>

	五歳以上の者
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロ</p>	<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者</p>
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハ</p>	<p>道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者</p>
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第四号</p>	<p>道路交通法第九十七条の二第一項第四号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者</p>
<p>道路交通法第九十七条の二第一項第五号</p>	<p>道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定する免許の取消しを受けた者</p>
<p>道路交通法第百条の二第一項第一号</p>	<p>準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者</p>

<p>道路交通法第百条の二第一項第二号</p>	<p>準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者</p>
<p>道路交通法第百一条の四第一項</p>	<p>免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの</p>
<p>道路交通法第百一条の四第二項</p>	<p>免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの</p>
<p>道路交通法第百一条の四第三項</p>	<p>免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの</p>
<p>道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）第二十六条の三の三第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>大型自動二輪車免許を受けている者</p>
<p>道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>大型自動二輪車免許を受けている者</p>

道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第一号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第二号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第一項第三号	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号イ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ロ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ハ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第一号ニ	準中型自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号イ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ロ	普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ハ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の四第二項第二号ニ	普通自動車免許を受けている者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ロ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ロに規定する卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ホ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第一号ホに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ハ	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ハに規定する免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者

号ロ	<p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハ</p> <p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ホ</p>	<p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号</p> <p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号</p>	<p>号</p> <p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号ハ</p>	<p>号</p> <p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号</p>	<p>号</p> <p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号</p>
	<p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者</p> <p>普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者</p>	<p>道路交通法施行令第三十三条の五の三第二項第二号に規定する講習を終了した者</p> <p>普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者</p>	<p>普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者</p>	<p>一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたこ</p>	<p>一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたこ</p>



						とがある者
	道路交通法施行令第三十三条の五の三第三項第三号	道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習を終了した者				
	道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者				
	道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第一号ハ	号ハに規定する教習の課程を終了した者				
	道路交通法施行令第三十三条の五の三第四項第二号	号に規定する講習を終了した者				
	道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者				
	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者				
	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに規定				

							する成績を得た者
							受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
							道路交通法施行令第三十四条の二第二号二に規定する成績を得た者
							道路交通法施行令第三十四条の五第一号八に規定する成績を得た者
							道路交通法施行令第三十四条の五第二号八に規定する成績を得た者
							道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
							道路交通法施行令第三十四条の五第三号八に規定する成績を得た者
							道路交通法施行令第三十四条の五第三号二に規定する成績を得た者

					する成績を得た者
	道路交通法施行令第三十四条の五第四号			道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する準中型自動車仮運転免許を受けようとする者	
	道路交通法施行令第三十四条の五第五号			道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者	
	道路交通法施行令第三十四条の五第六号			道路交通法施行令第三十四条の五第六号に規定する免許を受けようとする者	
	道路交通法施行令第三十七条の六第一号			道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者	
	道路交通法施行令第三十七条の六第二号			道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習を終了した者	
	道路交通法施行令第三十七条の六第三号			道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者	

<p>道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号</p>	<p>道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を終了した者</p>
<p>道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号</p>	<p>道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規定する運転免許取得者等教育の課程を終了した者</p>
<p>道路交通法施行令第三十九条の二の五（同令第三十九条の二の六第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>道路交通法第四百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者（道路交通法施行令第三十九条の二の六第二項において準用する場合にあつては、同法第四百五条第二項において準用する同法第四百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者）</p>
<p>道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第九条第一号</p>	<p>道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者</p>

<p>道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第九 条第二号</p>	<p>道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二 号に規定する限定が解除された者</p>
<p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六 十号）第十八条の二第一項</p>	<p>道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定す る講習を終了した者</p>
<p>道路交通法施行規則第二十六条の二</p>	<p>特定失効者又は特定取消処分者</p>
<p>道路交通法施行規則第二十六条の四第一号</p>	<p>道路交通法施行規則第二十六条の四第一号に規定 する免許を受けた者</p>
<p>道路交通法施行規則第二十六条の四第二号</p>	<p>道路交通法施行規則第二十六条の四第二号に規定 する適性検査を受けた者</p>
<p>道路交通法施行規則第二十六条の四第三号</p>	<p>道路交通法施行規則第二十六条の四第三号に規定 する医師が作成した診断書その他の書類を公安委 員会に提出した者</p>
<p>道路交通法施行規則第二十九条の二の三第一号</p>	<p>免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満</p>

					了する日における年齢が七十五歳以上のもの
	道路交通法施行規則第二十九条の二の三第二号				免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
	道路交通法施行規則第二十九条の二の三第三号				免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
	技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）第十七条第一項第一号				技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第一号に規定する成績を得た者
	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号				技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号に規定する講習を修了した者
	運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第五条第一項				特定失効者
警備業法第五条第四項					警備業法第五条第二項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認

	定証の有効期間の更新を受けた者
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第三条第一項	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の際現に警備業法第四条の認定を受けている者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付	やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者

<p>金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第三項</p>	<p>等を救済するための給付金の支給に関する法律第六條第二項に規定する期間を経過する前に同條第一項の申請をすることができなかつた者</p>
<p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第九条第三項</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第四項</p>	<p>国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者やむを得ない理由により国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第三項に規定する期間を経過する前に同條第一項の申請をすることができなかつた者</p>
<p>備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	